官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定を解除する件（農林水産八三五～八四一）　一
○保安林の指定施業要件を変更する件（同八四二～八四六）　二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同八四七）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三九六）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一三一～一三五）　五
○海上における火薬の水中爆破訓練を実施する件（同一三六）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局五一、五二）　六
○道路に関する件（四国地方整備局三三、三四）　七
○都市計画に関する件（九州地方整備局八二）　七
〔国会事項〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　六
〔人事異動〕
内閣　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
労働
最低工賃の改正決定に関する公示（宮城労働局最低工賃公示一）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配三一～三三）　七
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同三四）　七
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同三五）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　七
特殊法人等
会計検査院共済組合定款の一部変更関係　二九
会社その他

その他告示

○農林水産省告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村押場字向山五の三・六の三・六の四（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・四の二から四の五（以上四筆国有林）、一の二・二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の三、五の二、字東山五二の二・五三の二・五四の三・五五の二（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村草嶺字南山三の一一・五の一二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県島田市金谷二軒家三九一四の一二四、三九一四の一二五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため